

第3章 史跡と天然記念物の本質的価値

第1節 史跡宇佐神宮境内と天然記念物宇佐神宮社叢の本質的価値

本質的価値とは、指定地内に存在する多様な価値の中で、指定に値すると評価される価値である。ここでは、史跡宇佐神宮境内と天然記念物宇佐神宮社叢の本質的価値をそれぞれ明示し、第5章以降でそれらを一體的に保存し活用するための方策について記載する。

(1) 史跡宇佐神宮境内の本質的価値

① 八幡信仰の成立と発展を考えるうえで重要

宇佐神宮の境内および社叢の価値は八幡信仰とその発展の中で価値付けされてきた。宇佐神宮の本来の祭神は八幡神と比売神の二座であったが、9世紀はじめに三殿の大帝姫（神功皇后）の靈が加わり三座となった。奈良時代以来、大神氏・辛島氏・宇佐氏の3氏が中心的神官を担い、その流れを引く社家が近年まで続いている。天平年間には宇佐宮と、神宮寺である弥勒寺が現在の小桜山の地に完成し、東大寺の大仏建立を支援し、天平勝宝元（749年）12月には平城京に入京し、国家神の地位を確立した。この際、八幡神が憑依した神官「大神社女」おおかみやのめのわらわが尼の姿で紫色の輿に乗り、大仏を拝顔した。「もりめ」という名は、神が森に宿ることを示している。その意味で、宇佐神宮の鎮守の森（社叢）は神宿る場所として社殿とともに重要な価値を今日までも続いている。

その後、宇佐八幡宮神託事件（道鏡事件）など国家の重大事件に関与するなか、急速に勢力を拡大した。手向山（奈良県）、石清水（京都府）、鶴岡（神奈川県）等にも勧請され、宇佐から始まった八幡信仰は全国的な信仰に発展した。信仰が広がる中で、平安時代後期の最盛期には宇佐宮領1万6千町・弥勒寺領8千町の莊園を領有した。

中世には源氏の氏神として鎌倉・室町幕府の信仰の要となったが、その所領は他の寺社同様、武士の押領を受け戦乱期の鎌倉末から南北朝期には衰退した。しかし、九州の信仰の要として、九州豊前に進出した大内氏は大規模な再建を行った。再び、戦国期の混乱、豊臣秀吉の九州征伐で一時荒廃するが、のち黒田長政、細川忠興、徳川家光等の保護を受け、社殿や祭事の復興などが図られた。明治時代には神仏分離がなされ、官幣大社宇佐神宮となり、戦後、宗教法人となって今日に至る。八幡社は全国に四万余社を数える。

② 神仏習合の歴史を知るうえで貴重

神仏習合の思想とともに、全国でもっともはやい時期に建立されたのが、八幡神の弥勒寺であり、比売神宮寺であった。八幡神は全国の神々を率い大仏建立を支援し、749年に上京し神々を仏世界に導く最高神となった。日本の国家的な神仏習合はここから始まったといえる。神仏分離以降も放生会等、諸祭礼の中に神仏習合の要素が残り、近年再び習合的部分が注目されている。また、八幡神が最初に「行」を行った御許山には靈山寺や正覚寺が建てられ、御許山権現として、宇佐宮のみならず、広く国東半島の天台宗末としての六郷満山の奥の院として発展し、国東半島の峰入り行等では、今もここで「行」のはじまりを告げる開闢護摩が焚かれ、今も坊跡が遺構として残る。宮迫地区にある諸坊は、弥勒寺僧・社僧の出た二六坊の地で、真言宗末として、宇佐宮に大きな努力を有した。神仏習合の歴史、神官と僧・社僧との関係、宮寺制の展開等を知るうえで好個の素材である。

③ 歴史的建造物や地下遺構、社叢等が良好に遺存

宇佐宮・弥勒寺・大尾山・宮迫地区・御許山に、歴史的建造物・地下遺構・石垣・社僧の墓地・地割・社叢等が一体として良好に遺存している。それぞれの詳細は下記のとおり。

●受け継がれてきた境内の姿

国宝本殿3棟や南中樓門・西大門・八幡鳥居・下宮本殿・高倉・吳橋等の現存する歴史的建造物、上宮を取り巻く鎮守の森（宇佐神宮社叢）、正参道・西参道、御靈水や御田植祭で使用する御田所等の神域等は応永の古絵図等の絵図に描かれた位置からほとんど変化しておらず、宇佐神宮の歴史的景観を良く残す。

●地下に残る神仏習合の形 弥勒寺・池内法華三昧堂等の地下遺構

弥勒寺は神社の境内地に建立された神宮寺として最古の事例であり、八幡信仰の広がりや神仏習合の歴史を考察するうえで極めて重要である。弥勒寺跡は金堂や講堂の礎石が現存し、発掘調査により東西の塔

跡や鐘楼跡、輪蔵跡等の遺構の規模も判明したことに加え、絵図や古文書から建造物の上部構造や建築時期も推測できる。絵図に描かれているが、基壇等が現存しない建造物の遺構や、池内法華三昧堂跡といった弥勒寺以外にも神仏習合を示す遺構も発見されており、現在は失われた社殿や仏塔などの痕跡が地下に残されている可能性が高い。

●道鏡事件の舞台 大尾山

神護景雲元（767）年から延暦元（782）年の間、一時的に社殿が移され、道鏡事件の際に和氣清麻呂が託宣を受けた場所でもある。国家の鎮守神として信仰され、中央の勢力と密接な関係にあった宇佐神宮の歴史を考える上で、重要な地域である。

●僧侶の暮らした村 宮迫

弥勒寺の僧や宇佐神宮の供奉僧等が生活した宮迫地区は現在は地域住民の居住地として利用されることで、東谷・中谷・西谷を隔てた道、石垣や心乗坊跡山門、水田の区画等の集落景観を残す。

●神仏習合の聖域 御許山

山頂に祭られる三巨石等の自然に対する信仰の場であった御許山に、9世紀中頃には靈山寺が創立され、中世には六郷満山の奥の院として発展した。近世末まで相洞院・東ノ坊・谷ノ坊・石垣坊・西ノ坊・成就坊の六坊が営まれており、現在でも石垣や建物基壇、礎石、池跡等が遺存する。山頂付近にはアカガシを主体とする照葉樹林が残るのは、鎮守の森として開発から守られてきたことによるものであり、上記の遺構等と合わせて御許山と八幡神に対する宇佐の人びとの信仰を示している。

④ 豊富な古文書等の史資料が存在

到津文書、小山田文書、永弘文書、宇佐神宮所蔵文書などをはじめとした社家の古文書、宇佐宮寺学頭の社僧神戸が編纂した八幡宇佐宮御託宣集（鎌倉時代成立）や八幡縁起絵巻（江戸時代）、復興造営の過程を知ることのできる宇佐神宮造営図をはじめとする古絵図類、彫刻、刀剣、考古資料、近代の造営前後の古写真等、宇佐神宮の歴史を証する豊富な史資料が存在する。これらの史資料は宇佐神宮の社会的・歴史的役割の大きさゆえに、我が国の歴史の解明にあたっての一級の史資料群となっている。

⑤ 生きた史跡として人々が交感する場

境内地においては現在でも日常的に宗教法人の活動が営まれ、民有地からなる宮迫地区は住民の生活の場となっている。また、御許山地区の国有林野においては、森林管理署の手で、森林の管理がなされている。

宇佐宮と弥勒寺は創建以来、神の降臨地、修行の場所とされる御許山とともに今日に至るまで人々の信仰を集めてきた宇佐神宮は、この地に展開した歴史の重なりのうえに、さまざまな人々が闊わり、生活空間の一部として存在するいわば「生きた史跡」である。放生会や御田植祭等の神事祭礼も伝承され、宇佐の人々の心のよりどころであるばかりでなく、全国から大勢の参拜者、観光客が訪れる場所であり、歴史・自然・信仰が一体となって、人々が歴史に思いを馳せ、互いに交感する場所である。

(2) 天然記念物宇佐神宮社叢の本質的価値

① 現在に残る宇佐地域の潜在植生

宇佐神宮社叢はイチイガシを優占種とする照葉樹林で、宇佐地方の気候下で発達した極相林の内、低標高地を代表する潜在自然植生（人類の活動が活発化する以前から当方に広く分布していたと考えられる森林の形、図3-1-1）がまとまってみられる森である。イチイガシは関東南部以西に分布し、各地に樹林を形成していたと思われるが、イチイガシの群集が残存する事例は少なく貴重である。

② 良好的な森林の階層構造

社叢の内部はイチイガシ等の高木層・ミミズバイ等の亜低木層・イズセンリョウ等の低木層・草本類等の森林の階層構造が良好に分化するだけでなく、それぞれの階層に特有の植物が生育し共同体として機能しており、イチイガシ群集の特徴を備えた典型的な森林として学術上貴重である。

③ 守られてきた鎮守の森

宇佐神宮社叢の中心部は、宇佐神宮の本殿が鎮座する小椋山一帯と下宮周辺の森であり、鎮守の森として古来より守られてきた。そのため、上記の様にイチイガシ群集が良好に維持されているだけでなく、イチイガシやクスノキ、ホルトノキ等の巨木も多く、市街地に隣接した場所にありながら原生林に近い状態を維持している。

④ 信仰の対象としての森の姿

亜高木・低木層の樹種は、ヒメユズリハ、ヤマビワ、ヤブツバキ、ミミズバイ、アラカシ、ヤブニッケイ、イヌマキ、クロキ、サカキ、ヒサカキ、ネズミモチ、アオキ、イズセンリョウ、センリョウなどの常緑広葉樹でほとんど占められており、四季を問わず、緑深い神域をつくりだしている。

宇佐神宮社叢は、神宮の宗教的・文化的空間をつくりだしているばかりではなく、信仰の原初のあり方を想起させる「杜」の姿を今日にとどめているものである

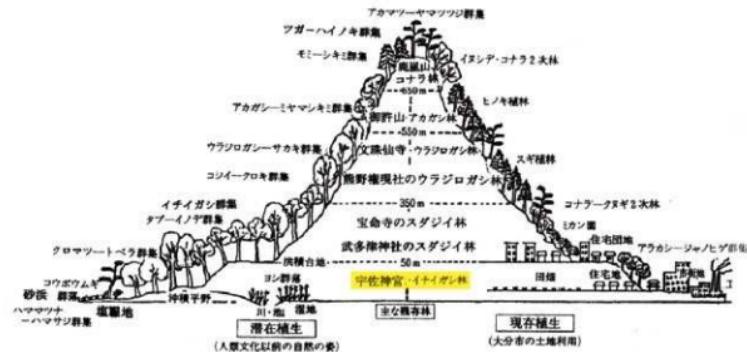


図3-1-1 宇佐・国東地方の潜在植生と現存植生の概念図
(須股 2006 より一部改変)

第2節 史跡宇佐神宮境内の構成要素

(1) 構成要素の特定

『保存管理計画』では、史跡内に所在する建物や地下遺構、道や石段、河川といった構成物件を抽出した。計画内では、建物の構造等からみた建築評価（A～Cの3段階）、絵図や古文書に記載があり宇佐神宮の歴史上重要なかどの歴史的評価（特A～Cの4段階）、上記2項目を勘案した総合評価（A～Cの3段階）で構成要素の分類を行った。

本計画では、保存管理計画の総合評価を基本的には踏襲する。加えて、保存管理計画策定後に新たに設置された施設（トイレ、モノレールほか）や、保存管理計画では記載のない要素等についても検討する。

本計画では、諸要素を下記の4つに区分し、該当する構成要素を分類・整理する（構成要素の一覧は、巻末資料表1に掲載）。

A：本質的価値を構成する諸要素（保存管理計画の総合評価A）

指定基準や指定説明等で示された本質的価値を構成・体现する要素である。より端的に言えば、八幡信仰の成立と発展を証する諸要素をさす。

（例） 絵図に描かれた建物や道、石垣、建物跡や祭事の場の遺構、社叢ほか

B：本質的価値に準じた諸要素（保存管理計画の総合評価B）

歴史的な経緯や史跡としての景観といった観点から本質的価値を構成する諸要素に準じた要素と位置づけられるものである。

（例） 近代の造営で改修または新築された社殿、上宮南百段ほか

C：史跡の保存・活用に資する諸要素（保存管理計画の総合評価Cまたは計画策定後に新設した施設等）

宇佐神宮の宗教活動上必要な施設や、文化財の普及・啓発に資する説明板や便益施設（トイレ、休憩所等）、維持管理上必要な道路等で、保存・活用上必要な要素である。

（例） 宇佐神宮庁、モノレールほか

D：その他の諸要素（保存・活用上調整が必要な諸要素）

史跡の保存活用上、景観の阻害や本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす可能性があり、今後、撤去等の検討も必要となる要素。

（例） 史跡内の危険木、宇佐神宮球場、大元神社旧社務所ほか

E：指定地の周辺環境を構成する歴史的諸要素

宇佐神宮の祭事に関連する道や神社、宇佐神宮と関連の深い寺院等、史跡周辺の歴史的環境を構成する要素である。

（例） 勅使街道、百体神社、化粧井戸、大楽寺、円通寺ほか

F：指定地の周辺環境を構成する保存・活用に資する諸要素

宇佐神宮参拝者の駐車場や観光案内板等の便益施設等の要素である。

(2) A 本質的価値を構成する諸要素

分類	宇佐神宮地区	御許山地区
建造物	国宝本殿、上宮南中門、北辰神社、上宮西大門、八幡鳥居、下宮本殿、高倉、八坂神社、春宮神社、大尾神社本殿ほか	大元八坂神社、六坊跡石垣ほか
地下遺構・遺物	弥勒寺門連遺構、池内法華三昧堂跡、絵図に描かれた未発見の建物跡、宮迫地区の石垣、水田ほか	六坊跡基壇跡、同池跡ほか
参道、石段等	正参道、西参道、東参道、宮迫地区東谷・中谷・西谷の各道路	参道、石段、石畳ほか
自然的要素	地形、宇佐神宮社叢(社叢の構成要素は本章第3節で別途検討)、寄藻川、御炊川、大尾山ほか	御許山
史資料等	宇佐神宮境内に関する古図、古文書、古写真、美術工芸品、彫刻ほか	御許山に関する古図、古文書ほか

(3) B 本質的価値に準じた諸要素

分類	宇佐神宮地区	御許山地区
建造物	上宮土回廊、南大門、下宮授与所、参道沿いの石灯籠群、水分神社、木匠祖神社、頓宮ほか	大元神社拝殿、各種石造物、御塗水ほか
地下遺構・遺物	—	六坊跡付近の近世墓
参道、石段等	上宮南百段、上宮から下宮への石段ほか	「龍の駒」付近の小道、大元八坂神社参道
自然的要素	菱形池、初沢池、放生池、ヒメハルゼミほか	御許山のアカガシ林

(4) C 保存・活用に資する諸要素

分類	宇佐神宮地区	御許山地区
建造物	宇佐神宮庁、上宮祈祷殿、宝物館、参集殿、勅使斎館、トイレほか	大元神社社務所、トイレ
地下遺構	昭和造営時の石積み、水路ほか	—
参道、石段等	上宮百段下のモノレール、上宮東側の管理道、大尾山参道、同管理道ほか	正覚寺からの登山道 林道平山線

(5) D その他の諸要素(保存・活用上調整が必要な諸要素)

分類	宇佐神宮地区	御許山地区
建造物	宇佐神宮球場、球場周辺駐車場ほか	大元神社旧社務所
自然的要素	社叢指定地外の樹木・危険木、害虫(シロアリ、マツクイムシ)ほか	六坊跡周辺の樹木、倒木ほか

(6) E 指定地の周辺環境を構成する歴史的諸要素

分類	宇佐神宮地区	御許山地区
建造物	大乗寺、円通寺、大善寺、極楽寺、西山觀音堂、百体神社、化粧井戸ほか	
地下遺構	藤田遺跡、宇佐町遺跡、宇佐神宮境内遺跡、凶首塚古墳ほか	御許山(周知の埋蔵文化財包蔵地)
道路等	勅使街道、行幸会道、放生会道	御許山正参道
自然的要素	寄瀬川(指定地外)	

(7) F 指定地の周辺環境を構成する保存・活用に資する諸要素

分類	宇佐神宮地区	御許山地区
建造物	大分県立歴史博物館、宇佐市観光協会事務所、仲見世商店ほか	
道路等	寄瀬川沿いの散策道ほか	林道平山線、林道御許線
誘導板等		御許山登山道(正覚寺口)の説明板
その他		



参考『史跡宇佐神宮保存管理計画』(宇佐市教育委員会 1992)における評価

○『保存管理計画』における建築評価

ランク	凡例	具体例
A	特に重要な建築物で、それ自体を保存維持すべきもの	国宝本殿、北辰神社、上宮南中樓門、上宮西大門、八幡鳥居、若宮神社本殿、高倉、呉橋、下宮本殿、宮司職舍表門、心乘坊表門ほか
B	建築様式を踏襲することを基本とし、将来的には復元、移転等もあらうるもの	春日神社、住吉神社、上宮東西回廊、亀山神社、八坂神社、春宮神社、大尾神社本殿ほか
C	現状変更に際しては、史跡景観との調和を図るべきもの	琴平神社本殿、神宮庁舎、大鳥居ほか

○『保存管理計画』における歴史評価

ランク	凡例	具体例
特A	Aの中でも特に重要なものの	国宝本殿、北辰神社、八幡鳥居、弥勒寺跡
A	宇佐神宮の歴史上重要なもの	春日神社、住吉神社、上宮東西回廊、亀山神社、八坂神社本殿、春宮神社、下宮御炊殿、菱形池ほか
B	八幡信仰を護持する上で重要なもの	西大門脇門、亀山神社、下宮正門、能舞台、宮司職舍表門ほか
C	神宮運営の進展により成立したもの	下宮鳥居、絵馬殿、手水舎、御靈水前鳥居ほか

○『保存管理計画』における総合評価

ランク	凡例	具体例
A	史跡の重要な構成要件となるもの	国宝本殿、北辰神社、上宮南中樓門、上宮西大門、八幡鳥居、若宮神社本殿、高倉、呉橋、下宮本殿、八坂神社本殿、春宮神社本殿、弥勒寺跡、宮司職舍表門、心乘坊表門ほか
B	Aに準ずるもの	西大門脇門、亀山神社、水分神社、菱形池ほか
C	史跡の構成要件に該当しないもの	下宮鳥居、神宮庁舎、參集殿、大尾参道ほか

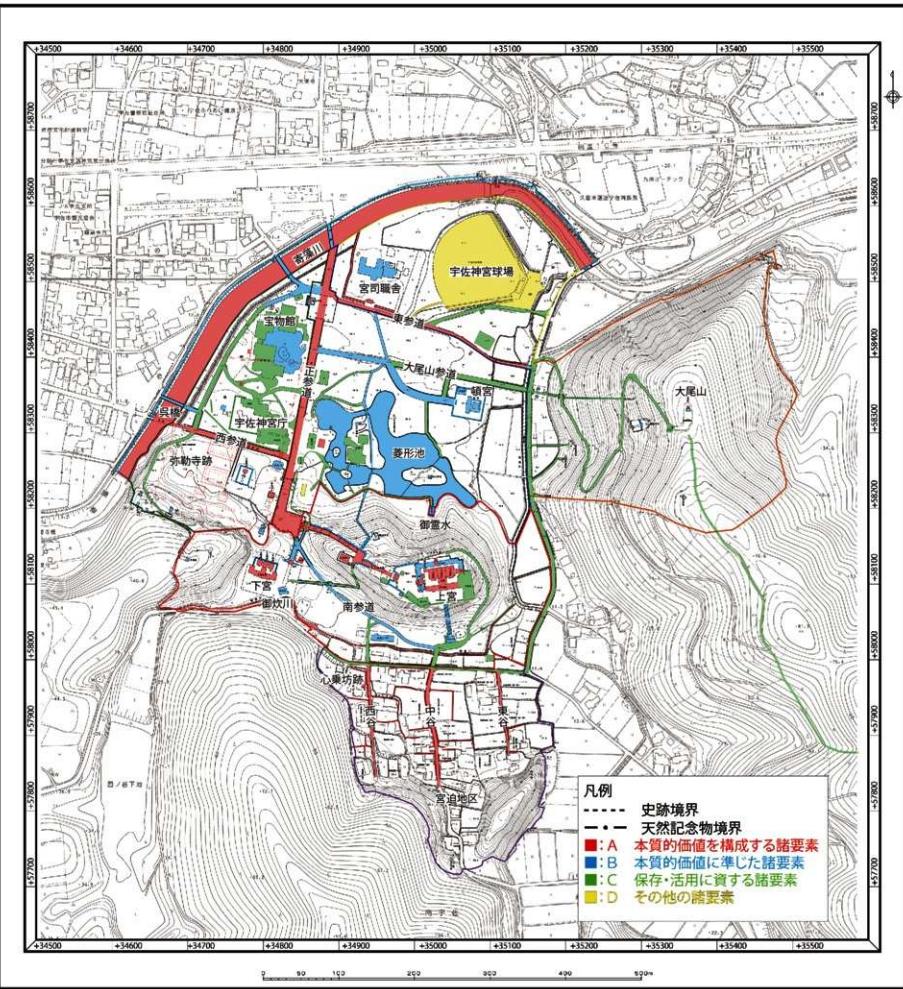


図 3-2-1 史跡宇佐神宮境内(宇佐神宮地区)構成要素の配置(S=1/5,000)

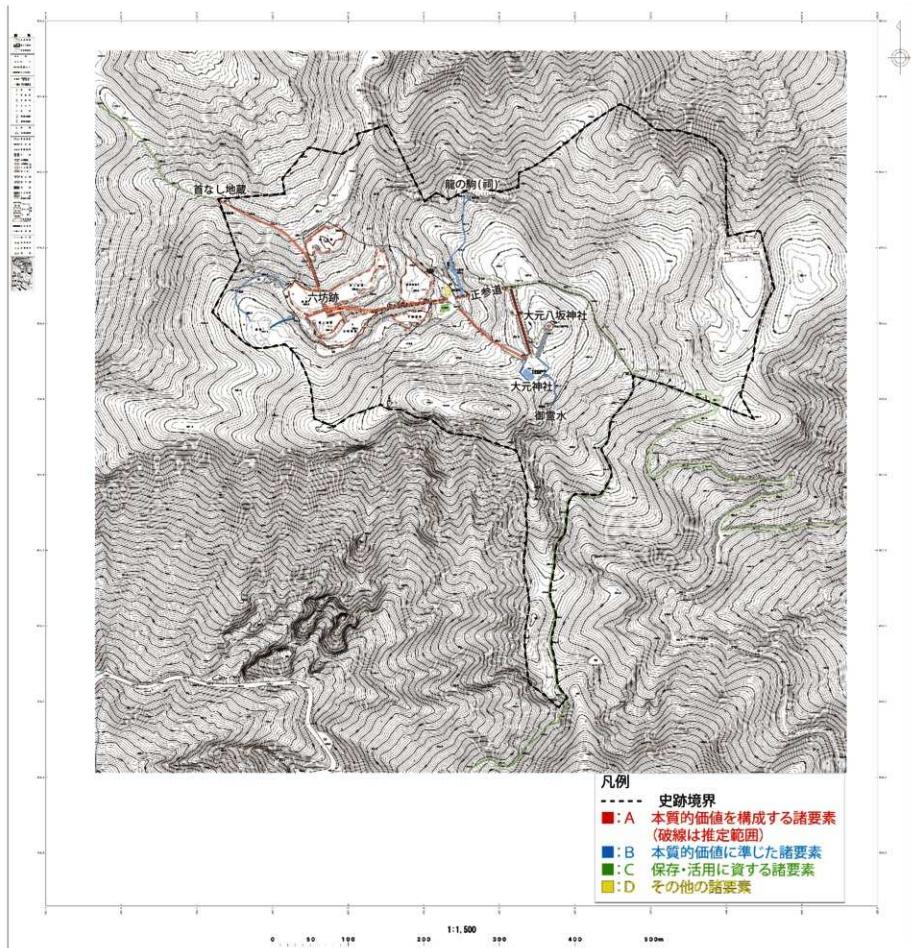


図 3-2-2 史跡宇佐神宮境内（御許山地区）構成要素の配置（S=1/5,000）

(8) 指定地の周辺環境を構成する要素

(i) 史跡宇佐神宮境内周辺

寄藻川を挟んで北西側から北側に広がる小盆地はかつて宇佐宮中とも呼ばれた地域で、「宇佐町遺跡」として周知の埋蔵文化財包蔵地として保護される。

国道10号線より北には、大乗寺や円通寺等の寺院、宇佐神宮の放生会に関連する百体神社と化粧井戸等の文化財が多数残る。

百体社付近から宇佐神宮の吳橋まで延びる直線道が、勅使街道と呼ばれた古道であり現在でも生活道として利用されている。

国道10号線より南は参拝者のための駐車場や仲見世街のほか、居住域としても利用されており、前述の周知の埋蔵文化財包蔵地以外にも、「宇佐市景観計画」における景観形成重点地区として保護されている。



図3-2-3 宇佐神宮地区周辺 写真撮影位置 (S=1/20,000)



宇佐神宮地区周辺（北西から）

主な構成物件の現状（宇佐神宮地区周辺）



1 化粧井戸（市史跡）



2 百体神社



3 西山観音堂



4 大楽寺（木造弥勒仏及両脇侍像 国重文）



5 円通寺



6 極楽寺（池内法華三昧堂にあった阿弥陀如来像）



7 夕日の沈む勅使街道（光の参道）



8 大善寺（弥勒寺にあった薬師如來像 国重文）

(ii) 御許山正参道（通称：御許古道）・御許山地区周辺

大尾山から御許山まで延びる道路（一部未舗装）は、宇佐神宮から御許山までの参道であり、国東半島まで続く「六郷満山の峰入りの道」の一部として歴史の道百選に選ばれた（令和元年選定）。

正参道の大部分は林道御許線として舗装されており、国有林の管理等に利用される。

参道沿いには板碑の六地蔵や御許山までの距離を記した丁石等が残る。

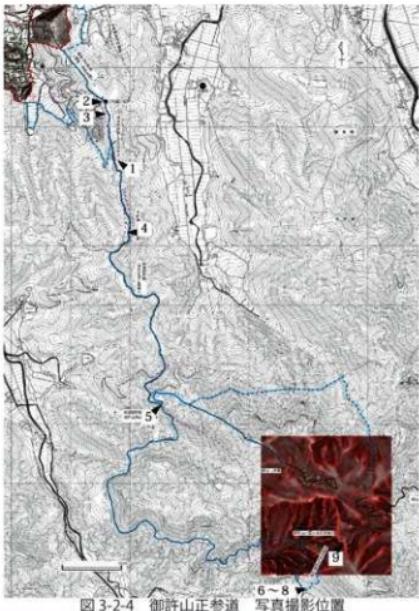


図 3-2-4 御許山正参道 写真撮影位置



1 御許山正参道から見た宇佐神宮と宮迫地区

主な構成物件の現状（御許山正参道・御許山地区周辺）



2 御許山正参道沿いに立つ六地蔵（板碑）



3 国東半島トレッキングコースの標示板



4 御許山までの丁石



5 大元神社登山口の誘導板



6 林道御許線 正覚寺口に設置された説明板



7 御許山登山口（正覚寺口）



8 正覚寺口の表示と地元住民の設置した杖



9 御許山と雲ヶ岳の分岐点

第3節 天然記念物宇佐神宮社叢の構成要素

(1) 構成要素の特定

A：本質的価値を構成する諸要素

天然記念物を構成する主な要素である。

- (例) イチイガシ、アラカシ等の常緑広葉樹、ミミズバイ等の亜高木層の植物、イズセンリヨウ等の低木層の植物、社叢内の土壤、上宮周辺・下宮周辺の社殿等ほか

B：本質的価値に準じた諸要素

本質的価値を構成する諸要素そのものではないが、歴史的な経緯や生物多様性といった観点から本質的価値と密接に関連する要素である。

- (例) 社叢指定地内の希少動植物(ヒメハルゼミ等)、菱形池、南参道から御炊川までの樹木、社殿等ほか

C：天然記念物の保存・活用に資する諸要素

宇佐神宮の宗教活動上必要な施設や、文化財の普及・啓発に資する説明板や便益施設(トイレ、休憩所等)、維持管理上必要な道路等で、保存・活用上必要な要素である。

- (例) 上宮東側の管理道、南参道、

D：その他の諸要素(保存・活用上調整が必要な諸要素)

天然記念物の保存活用上、景観の阻害や本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼす可能性があり、今後、撤去等の検討も必要となる要素。

- (例) 社叢指定地内の枯損木、指定地周辺の竹・葛・シュロ等の繁殖力が強い植物ほか

(2) A 本質的価値を構成する諸要素

分類	具体例
樹木等	イチイガシ、アラカシ等の常緑広葉樹、ミミズバイ等の亜高木層の植物、イズセンリヨウ等の低木層の植物、地衣類、社叢指定地内の土壤ほか

(3) B 本質的価値に準じた諸要素

分類	具体例
樹木等	南参道から御炊川までに生える樹木、高倉周辺の樹木ほか
建造物、参道等	国宝本殿、北辰神社、住吉神社、上宮南中樓門、上宮回廊、八幡鳥居、若宮神社、下宮本殿、上宮までの石段(八十八段)、御靈水までの参道、上宮石段(百段)、上宮から下宮までの石段、南参道ほか
水域	菱形池、御炊川
動物	ヒメハルゼミ、小椋山・菱形池周辺の希少生物等

(4) C 保存・活用に資する諸要素

分類	具体例
樹木等	菱形池の古代ハス、
建造物、参道等	上宮祈禱殿、上宮東側の管理道、上宮までの石段(八十八段)沿いの説明板、百段下のモノレールほか
水域	裁所
動物	菱形池の鯉

(5) D その他の諸要素(保存・活用上調整が必要な諸要素)

分類	具体例
樹木等	指定地内の枯損木、指定地周辺の竹・葛・シュロ等の繁殖力の強い植物、外来植物ほか
動物	菱形池のアカミミガメほか